

憲法判例 50 ! 刑法総論判例 50 !

(憲法) 上田健介 = 尾形 健 = 片桐直人
(刑法総論) 十河太郎 = 豊田兼彦 = 松尾誠紀 = 森永真綱

2016年12月発売 / 180頁(憲法)・156頁(刑法総論) / 本体1800円+税
B5判 / 並製

初級 学習 学部 LS



編集 担当 者 新 しい判例教材シリーズの最初の刊行となった2冊。それ
か ら ぞれ、学習上の最重要判例を厳選。読みやすさのためB5判・
2色刷とする一方、ページ数と価格をおさえました。

丁寧(丁寧)に書き起こされた「事案」のあと、「判決文」に引き合う前に、「読み解きポイント」で、どこが問題なのか、何に着目して判決文を読めばよいのかがつかめます。そして「判決文」を読み「この判決が示したこと」で要点を確認したあと、やさしく丁寧な「解説」へ。いままでない工夫や説明の仕方、読者の理解を徹底的にサポートすることを目指しました(次のページで中身を少しお見せします)。

また、いま全体の中のどの部分を学んでいるのか、その判例を学ぶにあたり知っておくべきことは何か、意識しながら読んでもらえるよう、合間に「Introduction」のページも設けました。

判例学習の最初の1冊に、そして、ひととおり勉強し終わったあとポイントを復習する1冊に、おすすめのシリーズです。(中野・三宅)

Index
I 主な目次&今後のシリーズラインナップ

- 憲法判例 50 !
- I 人権総論・包括的基本権 (10件)
 - 三菱樹脂事件 / 国籍法違憲判決 / 再婚禁止期間違憲判決 ほか
 - II 精神的自由 (14件)
 - 国旗国歌事件 / 津地鎮祭事件 / チャタレー事件 / 猿払事件 / 堀越事件 ほか
 - III 経済的自由・社会権 (8件)
 - 薬事法違憲判決 / 森林法違憲判決 / 朝日訴訟 / 堀木訴訟 ほか
 - IV 人身の自由・選挙権・国務請求権 (6件)
 - 成田新法訴訟 / 衆議院議員定数不均衡訴訟 / 郵便法違憲判決 ほか
 - V 統治機構 (12件)
 - 医薬品ネット販売訴訟 / ロッキード事件 / 裁判員制度違憲訴訟 / 砂川事件 ほか

- 刑法総論判例 50 !
- I 罪刑法定主義 (2件)
 - II 構成要件該当性
 - 1 因果関係 (4件) / 2 不作為犯 (3件)
 - III 違法性
 - 1 実質的違法性 (4件) / 2 正当防衛 (6件) / 3 緊急避難 (2件)
 - IV 責任
 - 1 故意・錯誤・違法性の意識 (5件) / 2 過失 (5件) / 3 責任能力と原因において自由な行為 (2件)
 - V 未遂犯
 - 1 不能犯と実行の着手 (3件) / 2 中止犯 (2件)
 - VI 共犯
 - 1 共犯の類型と間接正犯 (4件) / 2 共犯の諸問題(1) (4件) / 3 共犯の諸問題(2) (4件)

十河太郎 = 豊田兼彦 = 松尾誠紀 = 森永真綱 『刑法各論判例 50 !』 / 大橋真由美 = 北島周作 = 野口貴公美 『行政法判例 50 !』 / 秋山靖浩 = 原田昌和 = 山口敬介 『民法①総則判例 30 !』 / 水津太郎 = 鳥山泰志 = 藤澤治奈 『民法②物権判例 30 !』 / 田高寛貴 = 白石 大 = 山城一真 『民法③債権総論判例 30 !』 / 中原太郎 = 幡野弘樹 = 丸山絵美子 = 吉永一行 『民法④債権各論判例 30 !』 / 青竹美佳 = 金子敬明 = 幡野弘樹 『民法⑤親族・相続判例 30 !』 ※いずれも 2017 年秋以降刊行予定

① 中身はこんな感じです

01 刑罰法規の明確性・広範性 福岡県青少年保護育成条例事件 最高裁判所平成10年10月23日大法廷判決(判例39巻6号413頁) ▶ 巻1・2

① 事案をみてみよう

被告人Xは、犯罪歴において、当時16歳の少女Aが18歳に満たないことを知りつつAと性交したことから、福岡県青少年保護育成条例10条1項・16条1項違反で起訴された。第1審、控訴審で罰金の有罪判決を受けた。本条例(旧)は、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者を「青少年」と定義した上で(旧)10条1項、「前入も、青少年に対し、淫行……をせよ」と規定し(旧)16条1項)、その違反者に2年以下の懲役または10万円以下の罰金を科すとしていた(旧)16条1項)。Xは、青少年との性交を一律に「淫行」として処罰する本条例は、結婚を前提とする真摯な合意に基づく性交をも処罰する点で処罰範囲が不当に広すぎ、また「淫行」の範囲が不明確であるとして、憲法31条違反などを理由に上告した。

Point

- *1 憲法31条 「刑人も、法律の定める手続によらば、その生命もしくは自由を奪は、又はその権利の一部を奪はれない。」
- *2 Introduction(p.27)参照。

② 読み解きポイント

罪刑法定主義の派生原則として、刑罰法規の明確性の原則と適正性の原則がある。内容が不明確な刑罰法規や、処罰範囲が不当に広すぎる規定は、次の原則違反は、憲法31条に違反し無効であると解されている。では、「淫行」を処罰する本条例(旧)16条1項は、Xが主張するように、「淫行」の範囲が不明確で、処罰範囲が不当に広すぎると、憲法31条に違反し無効であろうか。

③ 判決文を読んでみよう

【本条例10条1項、16条1項の規定(以下、両者を併せて「本件各規定」という)の趣旨は、一般に青少年が、その心身の未成熟や程度程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為によって精神的な傷手を受け易く、また、その傷手からの回復が困難となりかねる等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上罰を受けるべき性質のものに限定することとしたものであることが明らかである。右のような本件各規定の趣旨及びその文理解に照すると、本条例10条1項の規定は、「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、①青少年を誘惑し、威迫し、威嚇し又は困窮させる等その心身の未成熟に乘じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、②青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとし

④ この判決が示したこと

「淫行」を判決文①②の①に限定すれば、本条例10条1項・16条1項は、不当に広すぎるとも不明確であるといえないから、憲法31条に違反しないとした。

⑤ 解説

I. 「淫行」の明確性・広範性

青少年との性行為はすべて「淫行」に含まれると解釈すれば、「淫行」の意味は明確になる。しかし、そのように解釈すると、処罰範囲が不当に広がって、適正性を欠くことになる。婚約者との性行為など、処罰すべきでない性行為まで処罰範囲に含まれてしまうからである。そこで、本判決は、「淫行」を①と②に限定して解釈し(Point-1)、処罰範囲が広すぎるとする憲法違反の主張も示した(Point-2)。

同時に、本判決は、このように限定して解釈すれば「淫行」は不明確であるといえないとして、不明確ゆえに違憲無効であるとの主張も示した(Point-2)。

II. 本判決(多数意見)に対する批判

本判決に対しては、3人もの裁判官から反対意見(本条例を違憲無効とする意見)が出た。すなわち、反対意見によると、本判決の限定解釈は「通常の判断能力を有する一般人の理解」の及ばないものであるから本条例の規定は不明確であり、また、そのような解釈は解釈の作業を超えた新たな立法作業であるから許されないとされる。さらに、本判決の2人の反対意見に対しては、性行為そのものは自己の性欲を満足させるために行われるのが通常であるから、処罰範囲の適切な限定は必要でないとの反対意見が示されている。学説上も、本判決の解釈を疑問視するものが少なくない。

⑥ 補注

左右のスペースで、発展的な内容や知っている役立つことを付け加えています。

⑦ エンピツくん

性別：たぶん男子。
年齢：ヒミツ。
モットー：細く長く。シャーペンくんをライバルと思っている。

102 | 法学教室 | Apr. 2017 No.439

Apr. 2017 No.439 | 法学教室 | 103